

今治市介護用品支給事業 申請前確認シート

介護用品支給事業の対象となるかどうか申請前に本確認シートでご確認ください。
これらの確認事項全てに該当すれば介護用品支給事業に申請していただけます。



被介護者
(介護を受けている方)

確認事項		
1	今治市に住所を有する。	✓
2	施設・病院に入所・入院していない。(※1)	✓
3	被介護者本人が市民税非課税(前年度分)	✓
4	要介護4又は5である。(※2)	✓



介護者(申請者)
(介護をしている方)

確認事項		
1	現に被介護者を介護している。	✓
2	介護の頻度は月に半分以上。(※3)	✓
3	介護者本人が要介護4以上でない。	✓

※1 有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅は、介護用品支給事業において在宅とはみなさず、施設として扱います。

※2 被介護者が要介護3であっても、一定の条件を満たせば、支給要件となることがあります。その場合は、申請後に市担当者が訪問調査をさせていただき、介護用品支給の可否を判定いたします。

※3 被介護者がショートステイを週に4回以上利用している等、介護の頻度が月の半分に満たない場合、申請いただけません。

申請に必要な書類

以下の場合に応じて必要書類の数が異なります。

パターン1

介護者と被介護者の住所地が同じ。

⇒ 申請書のみ

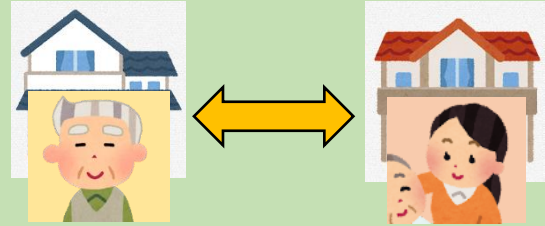


パターン2

介護者と被介護者の住所地が異なる。

⇒ 申請書

申立書（※1）



パターン3

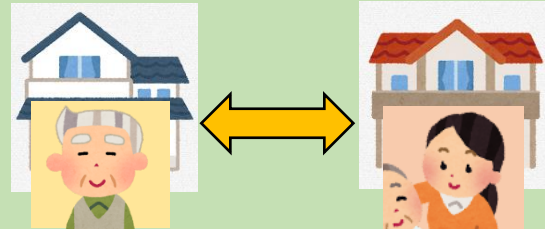
介護者と被介護者の住所地が異なる。

かつ介護者が市外に住所を有する。

⇒ 申請書

申立書（※2）

介護者世帯員の課税証明書（※3）



※1 申立書とは、お二人の住所地が異なる場合に必要書類です。介護が行われている住所地の担当の民生委員さんに署名いただきます。

※2 市外の介護者宅に被介護者が住んで介護が行われている場合は必要ありません。

※3 介護用品券の給付額の決定のために介護者世帯の課税状況を参照させていただきます。申請しようとする年の前年度分の課税証明書をお住みの自治体で取得し、今治市へ提出してください。

ご不明点等ございましたら、下記の連絡先にご連絡ください。

今治市役所 高齢介護課 総合事業係 0898-36-1528